

令和4白川町議会第1回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 令和4年3月3日（木）午後0時30分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 議第21号 令和3年度白川町一般会計補正予算（第10号）

議第22号 令和3年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

議第23号 令和3年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議第8号 白川町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

議第9号 白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

議第10号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

議第11号 白川町職員定数条例の一部を改正する条例について

議第12号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第14号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第15号 白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第17号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第18号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について

議第19号 公の施設の指定管理者の指定について

議第20号 町道路線の認定について

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、

4番 三戸勝徳君、 5番 田口守也君、 6番 佐伯好典君、
7番 梅田みつよ君、 8番 今井昌平君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし (全員出席)

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	細江茂樹君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	藤井勝則君、
保健福祉課長	三宅正仁君、	農林課長	藤井寿弘君、
建設環境課長	藤井充宏君、	教育課長	大岩裕樹君、
会計管理者	今井健吾君		

6. 職務のために出席した者

事務局次長	今瀬恵美君、	書記	今井寧菜君、
書記	河上翔哉君		

7. 会議の経過

(議長 9番 藤井宏之君)

○ 議長 午前中は令和3年度の補正予算につきまして、予算決算審査常任委員会で審査をしていただきまして、ありがとうございました。ただ今から定例会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議は、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

○ 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、5番 田口守也君、6番 佐伯好典君を指名します。

◇日程第2 議第21号 令和3年度白川町一般会計補正予算(第10号)

議第22号 令和3年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

議第23号 令和3年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○ 議長 日程第2 議第21号「令和3年度白川町一般会計補正予算(第10号)」、議第22号「令和3年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」、議第23号「令和3年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

号) 」以上3件については、2月28日の本会議において、予算決算審査常任委員会にその審査を付託してありますので、委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

- 議長 予算決算審査常任委員会 委員長 杉山哉史君。
(予算審査常任委員会 委員長報告)

- 予算決算審査常任委員長 白川町議会予算審査常任委員会の議案審査報告をいたします。

予算決算審査常任委員会に付託された、議第21号令和3年度白川町一般会計補正予算(第10号)、議第22号令和3年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)、議第23号令和3年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、審査の結果を報告します。

本委員会は、本日、執行部から詳細な説明を受け、慎重な審議を行った結果、いずれの会計についても、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

今年度も残すところ1ヶ月足らずとなりました。今年度もコロナ禍にあって通常の事業とは別に、コロナ関連予算を計上され、様々な事業が実施されました。そのような中、今年度事業の実施結果や進捗状況を精査し、必要に応じた予算の増額・減額が行われていることを認めるものであります。

年度末にあたり、今一度、今年度事業の精査をされると共に、審査の過程で出された意見を十分尊重し、効果的な予算の執行に努められるようお願いし、予算決算審査常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。

- 議長 委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。
まず、反対の討論を許します。
(「なし」の声あり)

- 議長 次に、賛成の討論を許します。
(「賛成」の声あり)

- 議長 討論を終わります。採決します。

議第21号「令和3年度白川町一般会計補正予算(第10号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長 起立全員であります。

よって、議第21号「令和3年度白川町一般会計補正予算(第10号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

- 議長 次に、議第22号「令和3年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2

号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員であります。

よって、議第22号「令和3年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

○ 議長 次に、議第23号「令和3年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員であります。

よって、議第23号「令和3年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

◇日程第3 議第8号 白川町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

議第9号 白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

議第10号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

議第11号 白川町職員定数条例の一部を改正する条例について

議第12号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第14号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第15号 白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第17号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第18号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について

議第19号 公の施設の指定管理者の指定について

議第20号 町道路線の認定について

- 議長 次に、日程第3に掲げました13案件については、2月28日の本会議において一括上程し、町長の提案説明を受けております。ただ今から議事日程に掲げましたとおり、議第8号からそれぞれ補足説明を求めながら、審議を行います。
- 議長 日程第3のうち、議第8号「白川町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第8号「白川町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第8号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第8号「白川町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第9号「白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君 登壇)
- 企画課長 議第9号「白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号「白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第10号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。
 補足説明を求めます。総務課長。
 (総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第10号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
 (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
 (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
 議第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第11号「白川町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
 補足説明を求めます。総務課長。
 (総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第11号「白川町職員定数条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
 (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
 (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
 議第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、議第11号「白川町職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第12号「白川町職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君 登壇)

- 総務課長 議第12号「白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第12号「白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第13号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議第14号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、以上2件を一括議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第13号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議第14号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第13号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白

川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

- 議長 議第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第14号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第15号「白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第15号「白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第15号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号「白川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 日程第3のうち、議第16号「白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第16号「白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第16号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号「白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第17号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(町民課長 藤井勝則君 登壇)
- 総務課長 議第17号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第17号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第18号「白川町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。建設環境課長。
(建設環境課長 藤井充宏君 登壇)
- 建設環境課長 議第18号「白川町営住宅条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第18号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号「白川町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

- 議 長 次に、日程第3のうち、議第19号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。
 補足説明を求めます。総務課長。
 (総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第19号「公の施設の指定管理者の指定について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
 (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
 (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
 議第19号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号「公の施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第20号「町道路線の認定について」を議題とします。
 補足説明を求めます。建設環境課長。
 (建設環境課長 藤井充宏君 登壇)
- 建設環境課長 議第20号「町道路線の認定について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
 (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
 (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
 議第20号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号「町道路線の認定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。
- 議 長 お諮りします。明日4日と7日から10日までは議事の都合のため、5日、6日は土曜日及び日曜日のため、白川町議会規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。よって、明日4日から10日までの7日間は休会することに決しました。
- 議長 したがって、3月11日午前10時から本議場において会議を開きます。それでは、本日はこれをもって散会します。どうもご苦労さまでした。
(午後1時18分 散会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員